

市町村有施設における重量比0.1%を超えて1%以下で石綿を含有する吹付けアスベスト等使用実態調査結果について（平成19年3月末現在）

平成19年6月18日  
千葉県総務部市町村課  
電話 043 (223) 2362

千葉県では、市町村等が所有する施設を対象に、重量比1%を超えて石綿を含有する吹付けアスベスト等の使用実態調査を平成17年9月に実施し、その集計結果については、調査の進捗状況に応じて適宜公表してきました。

平成18年8月に労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部が改正され、規制される石綿含有量の定義が「重量の1%を超えて含有するもの」から「重量の0.1%を超えて含有するもの」に変更されました。この改正をうけ、市町村等における0.1%を超えて1%以下で石綿を含有する吹付けアスベストの使用実態を調査したところ、その結果は以下のとおりです。お知らせします。

なお、ばく露<sup>※1</sup>のおそれがありながら必要な対策が未実施の施設はありません。

※1 アスベストの繊維が浮遊する空気に人がさらされること。

#### 【調査概要】

調査対象： 市町村（千葉市を除く。一部事務組合を含む。）

対象施設： 市町村有の建物のうち、平成8年度以前に竣工（改築工事を含む。）した建築物

対象製品： 含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超えて1%以下の吹付けアスベスト（アスベスト含有吹付けロックウール及び吹付けひる石を含む。）

#### 1. 市町村等が所有する施設における吹付けアスベスト等の状況

（0.1%を超え1%以下で含有する吹付けアスベスト等使用の状況）

アスベスト使用施設数（48施設）					調査中
処置完了（17施設）		未処理（31施設）			
除去済	処理済	ばく露のおそれなし	必要な対策済	必要な対策が未実施	
12施設	5施設	30施設	1施設	なし	なし

※1 調査対象は一部事務組合の対象施設を含み、これらの施設については、当該施設の所在市町村でそれぞれ計上。

※2 複数の建物で構成される施設であっても、全体として1つのまとまりとして機能すると判断できる施設については、1箇所として計上。

※3 「除去済」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストを全部除去した箇所数。

※4 「処理済」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストが発散、飛散しないよう防止処理（封じ込め、囲い込み）を講じている箇所数。

※5 「調査中」は、アスベスト等の使用が不明確であり、調査を行っている箇所数。

## 2. 施設の所在市町村の状況

(1) アスベスト使用施設（除去済、処理済を含む） 48 施設

所在市町村：17市町村（10市7町）

市： 船橋市、 松戸市、 成田市、 旭市、 柏市、 八千代市、 鴨川市、 袖ヶ浦市、  
印西市、 南房総市  
町村： 酒々井町、 神崎町、 多古町、 九十九里町、 睦沢町、 大多喜町、 鋸南町

※ は、未処理施設（31施設）を有する市町村

(2) ばく露のおそれがあるものの必要な対策済 1 施設

袖ヶ浦市（社会福祉事務所）

対策：ばく露のおそれがある部屋を目張り封鎖

## 3. 今後の県の対応

アスベスト使用施設のうち未処理の施設を所有する団体については、千葉県アスベスト問題対策会議の中で庁内関係課と連携し、その対策に必要な情報提供や技術的助言に努める。